

# 札幌市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

〔 令和 6 年 3 月 15 日  
子ども未来局長決裁 〕

(最近改正：令和 7 年 6 月 24 日)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 19 項に規定する子育て世帯訪問支援事業のうち、要綱第 4 条の対象家庭に対する支援（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第 2 条 本事業は、児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、家事支援や育児支援を行う者（以下「訪問支援員」という。）を派遣することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

## (実施主体及び受託者の指定)

第 3 条 本事業の実施主体は札幌市（以下「市」という）とする。ただし、事業の運営については次の(1)～(3)のいずれかに該当し、あらかじめ指定する事業者（以下「受託者」という。）に対し、市が適切と判断する場合は本事業の一部を委託することができる。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者であり、同法第 5 条第 2 項の規定による居宅介護を行う事業者
  - (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者であり、同法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護を行う事業者
  - (3) 家事支援又は育児支援の事業実績があり、本事業開始時点で 1 年以上の派遣実績がある事業者（ただし、派遣する訪問支援員については、事業者が直接雇用しているものに限る）
- 2 受託者の指定に当たっては公募を行い、別記の要件を満たす事業者を契約候補者として指定する。なお、良好な事業実績が確認できる場合は、引き続き指定することができるものとする。

## (派遣対象家庭)

第 4 条 本事業の利用者（以下「対象家庭」という。）は、札幌市内に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合であって、本事業による支援が必要と市長が認めた者とする。

- (1) 児童虐待を理由に、児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号により、児童福祉司指導の措置がとられた児童及びその保護者
- (2) 児童虐待を理由に、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号による措置がとられ、家庭復帰のため措置を解除又は停止された児童及びその保護者

- (3) 児童虐待を理由に、児童福祉法第 33 条により一時保護され、家庭復帰のため一時保護が解除された児童及びその保護者
  - (4) 児童虐待等の問題を抱える家庭の児童及びその保護者
  - (5) 若年妊婦等出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
  - (6) その他、本事業による支援が適当と認められる児童及びその保護者
- 2 前項の規定にかかわらず、対象家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は、訪問支援員の派遣を行わないものとする。
- (1) 他制度により本事業と同様の支援を受けられる場合
  - (2) 感染症その他伝染性の疾患を有すると認められる場合
  - (3) その訪問支援員を派遣することが不適当と認められる場合

#### (支援の内容)

第 5 条 第 4 条第 1 項に規定する対象家庭に対する支援は、対象家庭に直接行う支援で、別表 1 に掲げる事項のうち、市長が必要と認めるものとする。

2 訪問支援員の派遣先は、本事業の利用者（以下「対象家庭」という。）の自宅であり、保護者の在宅時に行う。ただし、別表 1 の 1 のエ、別表 1 の 2 のオ、カ、キについては例外とし、外出先の支援を行う。

3 なお、外出先の支援の場合も、支援の開始又は終了時は原則対象家庭の自宅とする。

4 外出先の支援のうち、保育所等の送迎支援については、原則として保護者同行とする。ただし市長が必要性を認め、受託者と保護者双方が合意した場合に限り、保護者が同行できない場合でも支援を行うことができる。

保育所等の送迎支援は、徒歩、自転車又は鉄道及びバスを含む公共交通機関により行い、自家用車、バイクは使用しないこととする。

#### (派遣期間等)

第 6 条 市長は、訪問支援員の派遣期間、派遣回数及び派遣時間数（対象家庭に対して実質的に支援を行う時間数とする。）について、3 か月以内で、1 週間当たり 3 時間を限度として、対象家庭の状況等を勘案の上、決定するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた家庭については、1 週間当たり 6 時間まで延長することができる。

2 訪問支援員を派遣する時間帯は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。

3 訪問支援員を派遣する日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く日とする。

4 訪問支援員の 1 日当たりの派遣回数は 2 回を限度とし、30 分単位で決定する。

5 第 1 項において決定した派遣期間では第 2 条の目的が達成できないと認められる場合、市長は、派遣期間について、3 か月を限度として延長することができるが、通常派遣期間は 1 年を超えることができない。ただし、第 4 条第 1 項第 5 号に規定する

対象家庭に派遣した場合は、派遣開始日から出産日までの派遣期間は通算の派遣期間に含めないものとする。

#### (利用の申請)

第7条 市長は、児童、保護者及び妊婦からの相談等や関係部署や関係機関からの相談・情報提供等により、本事業の支援が必要と認められる場合には、対象家庭に事業の趣旨及び支援内容等について説明し、対象家庭から子育て世帯訪問支援事業利用申請書兼同意書（様式1）の提出を求めるものとする。

#### (支援内容等の調整)

第8条 市長は、前条に定める申請書の提出を受けた後、受託者と支援の内容等について調整を行う。

2 市長は、必要があると認めるときには、支援の決定前に受託者を対象家庭に派遣し、支援の内容等について調整することができる。

#### (支援の決定等)

第9条 市長は、対象家庭の世帯状況等を把握の上、第8条の受託者との調整後、利用の可否を決定し、対象家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業利用決定（変更）通知書（様式2-1）又は子育て世帯訪問支援事業利用却下通知書（様式2-2）により通知するとともに、対象家庭への支援を決定したときは、受託者に対し、子育て世帯訪問支援事業実施（変更）依頼書（様式3）により依頼するものとする。

#### (支援の計画)

第10条 市長は、援助方針会議等において訪問支援員の派遣による支援が適当と判断した場合、その家庭養育状況に応じた支援計画を作成し、必要な支援を行うものとする。

2 前項の場合において、市長は、子育て世帯訪問支援事業登録簿（様式4）に必要事項を記載するとともに、支援内容及び訪問時期等に関する子育て世帯訪問支援計画書（様式5-1）を作成する。

3 作成した支援計画は、原則として3か月ごとに見直しを行い、支援を継続する場合は、子育て世帯訪問支援計画書（継続）（様式5-2）を作成する。

4 前項の場合に加え、対象家庭の状況に変化が生じた場合や、その他の理由により支援計画の見直しが必要となる場合は、子育て世帯訪問支援計画書（様式5-1又は様式5-2）を作成するものとする。

#### (派遣の評価)

第11条 市長は、第9条又は第15条で決定した派遣期間の満了前に、実施状況について評価を行い、派遣期間の更新の要否を検討するものとする。

(訪問支援員の選考)

第 12 条 受託者は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、訪問支援員を選考するものとする。

- (1) 自ら子育てをした経験があるなど育児に関する知識があること。
- (2) 心身とも健康であること。
- (3) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有する者であること。
- (4) 市長が実施する児童虐待防止に関する基礎的な研修を受講していること。
- (5) A E D (自動体外式除細動器) の使用方法、心肺蘇生等の実習を含んだ救命救急講習及び事故防止に関する講習を受講していること。
- (6) 以下ア～ウに規定する欠格事由のいずれにも該当しない者
  - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成 11 年法律第 52 号) その他国民の福祉に関する法律 (児童福祉法施行令 (昭和 23 年政令第 74 令) 第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。) の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 児童虐待の防止等に関する法律 (平成 12 年法律第 82 号) 第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者

(訪問支援員の資格)

第 13 条 訪問支援員は、第 12 条に定める要件を満たす者で、かつ、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 第 14 条に定める資格を保有する者
- (2) 介護保険法に基づく訪問介護又は障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスにおいて、サービス提供責任者として従事した実績がある者
- (3) 実務者研修修了者
- (4) 介護職員基礎研修修了者又は旧訪問介護員養成研修 (1 級) 修了者
- (5) 旧居宅介護従業者養成研修 (1 級) 修了者
- (6) 介護職員初任者研修又は旧訪問介護員養成研修 (2 級) を修了した者であって、実務経験が 1 年以上の者
- (7) 居宅介護職員初任者研修又は旧居宅介護従業者養成研修 (2 級) を修了した者であって、実務経験が 1 年以上の者
- (8) 保育士資格を有する者
- (9) 児童指導員に任用される資格を有する者
- (10) (1)～(9)と同様の要件を満たすと本市が認める者

(資格を有する者の確保)

第 14 条 受託者は、保健師、助産師、看護師、准看護師、介護福祉士又は社会福祉士の

いずれかの資格を有する者を確保して、訪問支援員からの相談に対応できるようにしなければならない。

#### (派遣内容の変更)

第15条 市長は、派遣内容の変更を決定したときは、対象家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業利用決定(変更)通知書(様式2-1)により通知するとともに、受託者に対し、子育て世帯訪問支援事業実施(変更)依頼書(様式3)により遅滞なく依頼するものとする。

#### (派遣の終了)

第16条 市長は、訪問支援員の派遣の終了が適当と認めるときは、対象家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業利用終了(取消)通知書(様式6)により通知するとともに、受託者に対し、子育て世帯訪問支援事業利用終了(取消)依頼書(様式7)により遅滞なく依頼するものとする。

#### (派遣の取消)

第17条 市長は、対象家庭が次の各号のいずれかに該当する場合には、派遣を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段で派遣の決定を受けたとき。
  - (3) 訪問支援員に対して非行があったとき。
  - (4) その他市長が利用を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により派遣を取り消した場合は、対象家庭に対し、子育て世帯訪問支援事業利用終了(取消)通知書(様式6)により通知するとともに、受託者に対し、子育て世帯訪問支援事業利用終了(取消)依頼書(様式7)により遅滞なく依頼するものとする。

#### (利用勧奨)

第18条 本事業の利用が必要と認められる者について、市長はその利用を勧奨しなければならない。

- 2 前項の利用勧奨を行うに当たっては、口頭による通告又は家庭支援事業の利用について(様式8)による通知により行うこととし、児童票等に利用勧奨をした背景や理由、状況、結果等を記録すること。
- 3 前項の利用勧奨の結果、利用の意思が確認できた場合には、この要綱で定める利用申請、決定を行う。

#### (措置)

第19条 前条の利用勧奨を実施したにもかかわらず、対象者の社会経済的状況に変化が見られず、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請を行うことができないなど、

事業を利用することが著しく困難であると認められる場合には、措置を決定することができる。

- 2 前項の措置を行うに当たっては、家庭支援事業措置決定通知書（様式 9）により通知することとし、児童票等に措置を通知した旨に加え、その背景や理由、説明した時の状況等を記録すること。また、説明の際に、利用予定の受託利用者に対して必要な情報を提供することについて保護者等からの同意を得た上で、利用する受託者に対して家庭支援事業措置に伴う子育て世帯訪問支援事業実施（変更）依頼書（様式 10）により通知すること。
- 3 措置により支援の提供期間の満了前に対象者の支援の提供理由の消滅、転出、死亡等によって措置による支援の提供を解除した場合、保護者等及び利用中の受託者に対して家庭支援事業措置解除通知書（様式 11）により通知すること。また、利用する受託者に対して家庭支援事業措置解除に伴う子育て世帯訪問支援事業利用終了依頼書（様式 12）により通知すること。

#### （利用料）

第 20 条 本事業に関する利用料は無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、訪問支援員が生活必需品の買い物への同行その他本事業に関して必要な支援を行うために、移動のための交通費等を必要とする場合は、利用者が当該実費相当額を負担するものとする。

#### （委託料）

第 21 条 市長は、別表 2 に定める委託料を、受託者に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 19 条により、措置の決定をした場合は、国が定める措置費単価を措置費として、受託者に支払うものとする。

#### （契約の手続）

第 22 条 本事業は特定随意契約により行うものとし、契約締結に当たっては、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日、財政局理事決裁。以下「事務取扱要領」という。）、その他関係規程の手続によるものとし、下記の手順によるものとする。

##### （1）申出書の徴取

第 3 条に該当し、かつ、受託を希望する事業者から、「札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務委託等申出書」（様式 13。以下「申出書」という。）を徴する。

##### （2）役務の調達

（1）の申出書の提出があった事業者について、事務取扱要領第 91 条の規定に準じ「札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務委託契約候補者選考調書」（様式 14）を作成した上で、（1）の申出書の提出があった事業者に対し、第 21 条に定められた委託料その他の契約条件を「札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務の委託契約に係る実施法人の指定及び契約条件について」（様式 15）により提示し「札幌市子育て世帯

訪問支援事業実施業務委託承諾書」(様式 16) を徴する旨の役務の調達を行う。

(3) 契約締結

受託を希望する事業者から、前号に規定する承諾書の提出を受け、契約を締結する。

(研修)

第 23 条 市長は、本事業に関する知識及び技術の研さんのため必要な研修を実施するものとする。

(安全の確保)

第 24 条 業務により生じた事故及び損害(以下、これらを総称して「事故等」という。)については、本市に故意または重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとする。また、受託者は、本事業における業務の遂行に当たって、常に安全の確保を図るとともに、事故が発生した際には速やかに対応し、市長に報告しなければならない。

2 受託者は、補償保険に加入するなど、児童の事故に備えることとする。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、児童相談所長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日(第 3 項において「施行日」という。)から施行する。
- 2 札幌市養育支援員派遣事業実施要綱(平成 29 年 9 月 7 日子ども未来局決裁)は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の札幌市養育支援員派遣事業実施要綱の規定に基づき決定した支援は、施行日において、この要綱の規定に基づき決定された支援であるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別記 指定要件（第3条関係）

契約候補者は次の要件を全て満たす事業者とする。

- 1 第3条第1項各号のいずれかに該当する者
- 2 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている、又は下記(1)～(6)のいずれにも該当しない者。
  - (1) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - (2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に3年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
    - キ この号（キを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (3) 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者
  - (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
  - (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
  - (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者

別表1 支援の内容（第5条関係）

区分	支援の内容
1 家事援助・助言	ア 食事の準備、片付け イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物の代行やサポート

	オ その他必要な家事援助
2 育児援助・助言	ア 授乳・食事手伝い イ おむつ・衣類交換 ウ もく浴・入浴介助 エ 適切な育児環境の整備 オ 保育所等の送迎 カ 通院の同行 キ 日常生活を営む上で必要な行政サービスへの同行 ク その他必要な育児支援

別表2 委託料（第21条関係）

費目等	支払要件等	委託料単価
1 援助方針会議等への出席（第10条関係）	1 派遣期間開始前に行う会議に出席する場合 1回かつ2人まで 2 派遣期間の延長の要否を検討するためのケース会議に出席する場合 通算の派遣期間が3か月を超える毎に1回まで（1回の会議につき2人まで） 3 出産後に支援内容を検討するためのケース会議に出席する場合 1回かつ2人まで	出席者1人につき3,000円
2 決定前派遣（第8条関係）	派遣期間開始前に対象家庭への家庭訪問を行い派遣内容の調整を行った場合（1回のみ、2人まで）	家庭訪問者1人につき3,000円 訪問1回につき1,860円
3 訪問支援員派遣①（第5条関係）	訪問支援員が派遣され、支援が行われた場合	訪問支援員1人1時間につき3,000円（※） 訪問1回につき1,860円 ※ 委託料の算定に当たっては、1の法人が行った全ての対象家庭に対する支援時間（1の対象家庭に同時に複数の訪問支援員が派遣された場合はそれぞれの支援時間を合算）を暦月単位で合計した時

		間について、30分未満の端数は切り捨て、30分以上の端数は1時間に切り上げる。
4 訪問支援員派遣②	訪問支援員の派遣が予定されていたが、対象家庭の都合により派遣を中止した場合（ただし、派遣が予定される日の前日の午後5時から当日の支援開始予定時間の1時間前までに連絡があった場合かつ派遣予定時間が1時間以上の場合に限る。）（援助方針会議等への出席や決定前派遣に関しては適用しない。）	1,500円
5 訪問支援員派遣③	<p>1 訪問支援員の派遣が予定されていたが、対象家庭の都合により派遣を中止した場合（ただし、派遣が予定される日の支援開始予定時間の1時間前以降に連絡があった場合、又は、連絡がなかった場合に限る。）（援助方針会議等への出席や決定前派遣に関しては適用しない。）</p> <p>2 1のうち、派遣予定時間が1時間未満の場合</p>	<p>1 3,000円</p> <p>2 1,500円</p>

(注意点) 1及び2については、第9条に基づく支援が決定し、通知書等が交付された者について、委託料を支払うことができる。但し、利用者の都合等により支援決定とならなかった場合にはこの限りではない。

様式1

子育て世帯訪問支援事業利用申請書兼同意書

(あて先) 札幌市長

私は、子育て世帯訪問支援事業の利用を申請します。

なお、事業を利用するに当たり、以下の事項について同意します。

- 1 市長がサービス提供者に対して必要な個人情報を提供すること。
- 2 サービスの提供者が市長に対して必要な個人情報を提供すること。
- 3 事業実施に当たり、事業を利用している間、市長が、扶養義務者の所得額、市民税課税状況及び生活保護受給状況について調査すること。

年 月 日

氏 名

住 所

電話番号

(世帯の状況)

世帯の状況	対象児童	氏名	続柄	生年月日	職業・学校等	備考
※対象児童には○をつけること。						
サービス内容の希望	(派遣頻度、派遣時間)	(家事援助・助言) <input type="checkbox"/> 食事の準備、片付け <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯、補修 <input type="checkbox"/> 居室等の掃除、整理整頓 <input type="checkbox"/> 生活必需品の <u>買い物</u> の代行やサポート <input type="checkbox"/> その他必要な家事援助		(育児援助・助言) <input type="checkbox"/> 授乳・食事手伝い <input type="checkbox"/> おむつ・衣類交換 <input type="checkbox"/> もく浴・入浴介助 <input type="checkbox"/> 適切な育児環境の整備 <input type="checkbox"/> 保育所等の送迎 <input type="checkbox"/> 通院の同行 <input type="checkbox"/> 日常生活を営む上で必要な行政サービスへの同行 <input type="checkbox"/> その他必要な育児支援		

札 第 号  
年 月 日

様

札幌市長

子育て世帯訪問支援事業利用決定（変更）通知書

子育て世帯訪問支援事業について、次のとおり訪問支援員の派遣を（決定・変更）しましたので、通知します。

事業所	(事業所名) (事業所所在地)  (連絡先 )																		
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで																		
曜日・時間																			
サービス内容	<table border="0"> <tr> <td>(家事援助・助言)</td> <td>(育児援助・助言)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 食事の準備、片付け</td> <td><input type="checkbox"/> 授乳・食事手伝い</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 衣類の洗濯、補修</td> <td><input type="checkbox"/> おむつ・衣類交換</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 居室等の掃除、整理整頓</td> <td><input type="checkbox"/> もく浴・入浴介助</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 生活必需品の<u>買い物代行やサポート</u></td> <td><input type="checkbox"/> 適切な育児環境の整備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他必要な家事援助</td> <td><input type="checkbox"/> 保育所等の送迎</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 通院の同行</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 日常生活を営む上で必要な行政サービスへの同行</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> その他必要な育児支援</td> </tr> </table>	(家事援助・助言)	(育児援助・助言)	<input type="checkbox"/> 食事の準備、片付け	<input type="checkbox"/> 授乳・食事手伝い	<input type="checkbox"/> 衣類の洗濯、補修	<input type="checkbox"/> おむつ・衣類交換	<input type="checkbox"/> 居室等の掃除、整理整頓	<input type="checkbox"/> もく浴・入浴介助	<input type="checkbox"/> 生活必需品の <u>買い物代行やサポート</u>	<input type="checkbox"/> 適切な育児環境の整備	<input type="checkbox"/> その他必要な家事援助	<input type="checkbox"/> 保育所等の送迎		<input type="checkbox"/> 通院の同行		<input type="checkbox"/> 日常生活を営む上で必要な行政サービスへの同行		<input type="checkbox"/> その他必要な育児支援
(家事援助・助言)	(育児援助・助言)																		
<input type="checkbox"/> 食事の準備、片付け	<input type="checkbox"/> 授乳・食事手伝い																		
<input type="checkbox"/> 衣類の洗濯、補修	<input type="checkbox"/> おむつ・衣類交換																		
<input type="checkbox"/> 居室等の掃除、整理整頓	<input type="checkbox"/> もく浴・入浴介助																		
<input type="checkbox"/> 生活必需品の <u>買い物代行やサポート</u>	<input type="checkbox"/> 適切な育児環境の整備																		
<input type="checkbox"/> その他必要な家事援助	<input type="checkbox"/> 保育所等の送迎																		
	<input type="checkbox"/> 通院の同行																		
	<input type="checkbox"/> 日常生活を営む上で必要な行政サービスへの同行																		
	<input type="checkbox"/> その他必要な育児支援																		
備 考	(利用者が支払うべき額について) 買い物の代行に係る実費額及び保育所への送迎、その他同行に係る交通費等																		
担 当	(連絡先 )																		

(注) 1 期間、曜日・時間及びサービス内容は、変更となる場合があります。

2 次のいずれかに該当するときは、派遣を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段で派遣の決定を受けたとき。
- (2) 訪問支援員に対して非行があったとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

札 第 号  
年 月 日

様

札幌市長

子育て世帯訪問支援事業利用却下通知書

年 月 日付けで申請のありました 様に関する子育て世帯訪問支援事業の利用につきましては、下記の理由により該当しませんのでお知らせします。

記

理 由	
-----	--

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市長となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することもできます。

様式3

札 第 号  
年 月 日

(事業者) 様

札幌市長

子育て世帯訪問支援事業実施（変更）依頼書

訪問支援員の派遣について、次のとおり（実施・変更）することを依頼します。

住 所					電話番号		
世帯の 状況	対象 児童	氏名	続柄	生年月日	職業・学校等	備考	
※対象 児童に は○を つける こと。							
期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで					
曜日・時間							
サービス内容		(家事援助・助言) <input type="checkbox"/> 食事の準備、片付け <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯、補修 <input type="checkbox"/> 居室等の掃除、整理整頓 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買い物の代行や <u>サポート</u> <input type="checkbox"/> その他必要な家事援助		(育児援助・助言) <input type="checkbox"/> 授乳・食事手伝い <input type="checkbox"/> おむつ・衣類交換 <input type="checkbox"/> もく浴・入浴介助 <input type="checkbox"/> 適切な育児環境の整備 <input type="checkbox"/> 保育所等の送迎 <input type="checkbox"/> 通院の同行 <input type="checkbox"/> 日常生活を営む上で必要な行政サー ビスへの同行 <input type="checkbox"/> その他必要な育児支援			
備 考							
担 当		(連絡先 )					









様式7

札 第 号  
年 月 日

(事業者) 様

札幌市長

子育て世帯訪問支援事業利用終了（取消）依頼書

訪問支援員の派遣について、次のとおり終了（取消）することを依頼します。

対象家庭	
期 日	(終了) 年 月 日 まで
	(取消) 年 月 日 付
理 由	
担 当	(連絡先 )



様

札幌市長

## 家庭支援事業措置決定通知書

児童福祉法第 21 条の 18 第 2 項の規定により、下記のとおり事業を提供しますので通知します。

対象児童	生年月日 年 月 日 生
保護者等氏名	
提供事業名	子育て世帯訪問支援事業
事業所	<u>（事業所名）</u> <u>（事業所所在地）</u>
主な支援の内容	
提供が必要な理由	
上記支援を 提供する期間	

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市長となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することもできます。

札 第 号  
年 月 日

(事業者) 様

札幌市長

家庭支援事業措置に伴う子育て世帯訪問支援事業実施（変更）依頼書

次の児童及び保護者等に対して、児童福祉法第 21 条の 18 第 2 項の規定により、子育て世帯訪問支援事業を提供しますので、訪問支援員の派遣について、次のとおり（実施・変更）することを依頼します。

住 所					電話番号	
世帯の 状況  ※対象 児童に は○を つける こと。	対象 児童	氏名	続柄	生年月日	職業・学校等	備考
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで					
曜日・時間						
サービス内容	(家事援助・助言) <input type="checkbox"/> 食事の準備、片付け <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯、補修 <input type="checkbox"/> 居室等の掃除、整理整頓 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買い物の代行やサポート <input type="checkbox"/> その他必要な家事援助		(育児援助・助言) <input type="checkbox"/> 授乳・食事手伝い <input type="checkbox"/> おむつ・衣類交換 <input type="checkbox"/> もく浴・入浴介助 <input type="checkbox"/> 適切な育児環境の整備 <input type="checkbox"/> 保育所等の送迎 <input type="checkbox"/> 通院の同行 <input type="checkbox"/> 日常生活を営む上で必要な行政サービスへの同行 <input type="checkbox"/> その他必要な育児支援			
備 考						
担 当	(連絡先 )					

札 第 号  
年 月 日

様

札幌市長

家庭支援事業措置解除通知書

年 月 日付け第 号により決定した児童福祉法第 21 条の 18 第 2 項の規定による事業の提供について、解除することにしたので通知します。

対象児童	生年月日 年 月 日 生
保護者等氏名	
提供事業名	子育て世帯訪問支援事業
事業所	(事業所名) (事業所所在地)
解除年月日	
解除の理由	

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市長となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することもできます。

様式 12

札 第 号  
年 月 日

(事業者) 様

札幌市長

家庭支援事業措置解除に伴う子育て世帯訪問支援事業利用終了依頼書

次の児童及び保護者等に対して、児童福祉法第 21 条の 18 第 2 項の規定による子育て世帯訪問支援事業の提供について、解除することにしたので、訪問支援員の派遣について、次のとおり終了することを依頼します。

対象児童	生年月日 年 月 日 生
保護者等氏名	
期 日	(終了) 年 月 日 まで
解除の理由	
担 当	(連絡先 )

札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務委託等申出書

年 月 日

法 人 名  
(申出人) 代表者住所  
代表者氏名

(あて先) 札幌市長

標記実施業務について受託いたしたく、関係書類を添えて申し出いたします。  
併せて、当法人は下記3に掲げる事項に該当しないことを申し出いたします。

記

1 受託期間

自 年 月 日 至 年 月 日

2 全部事項証明書

別紙のとおり

3 申出事項

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。
- (3) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- (5) 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。  
ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者を

いう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(6) 上記5の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、札幌市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出いたします。

(7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第13条第2項に基づき本申出書及び役員名簿等が札幌市から警察その他の関係機関に提供されることに同意いたします。

(8) 使用する下請負人等が、本申出書5の各号に掲げる者に該当する事業者であると札幌市が北海道警察本部から通報を受け、又は札幌市の調査により判明し、札幌市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負等にかかる契約の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

(9) 本申出書に関して虚偽の申し出をしたことが判明した場合又は本申出書に違反したことにより、札幌市と締結した契約を解除されても異議を申し立てません。また、これらにより損害が生じた場合であっても、札幌市に対して何らの請求もいたしません。

様式 14

札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務委託契約候補者選考調書

札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務の委託契約候補者の案は、下記のとおりとする。

年 月 日

被指名者選考委員会

	職名	氏名
委員長		
出席委員		

契約候補者名

法人名（指定年度）	年間委託予定額

特定随意契約とする理由

--

根拠法令等

--

札幌連第 号  
年 月 日

様

札幌市子ども未来局児童相談所長

札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務の委託契約に係る実施法人の指定  
及び契約条件について

平素より、本市児童福祉行政に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。  
標記事業につきまして事前協議書の内容等を審査した結果、貴法人を 年度札幌市  
子育て世帯訪問支援事業を実施する法人として指定いたします。

また、札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務委託の契約条件につきまして、別添  
「札幌市子育て世帯訪問支援事業実施要綱」、「札幌市子育て世帯訪問支援事業事務取扱  
要領」及び「契約条項及び仕様書」のとおり決定いたしましたので、この契約条件につ  
いて御承諾いただき、 年 月 日までに「札幌市子育て世帯訪問支援事業実施  
業務委託承諾書」を御提出くださいますようお願い申し上げます。

(連絡先・提出先)

〒060-0007 札幌市中央区北 7 条西 26 丁目  
札幌市児童相談所地域連携課 担当：  
TEL:011-622-8620 FAX:011-622-8701  
E-mail:kodomo.jisou@city.sapporo.jp

様式 16

札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務委託承諾書

年 月 日

法 人 名  
代表者住所  
代表者氏名

(あて先) 札幌市長

年 月 日付札児連第 号により提示のあった標記業務の契約内容について  
承諾いたします。